

2025 年 7 月 29 日

福岡地方最低賃金審議会
会 長 丸谷 浩介 様

平和・労働・人権
北九州共闘センター
議 長 竹内 俊一

最低賃金の改定に関する意見書

私たちはかねてから最低賃金の全国一律化と大幅な引き上げを求めてきましたが、米をはじめとして食品類の物価高騰により、労働者・市民はいっそう厳しい生活を余儀なくされています。いまや物価対策は重要な政治課題にもなり、先の参議院選挙でも与野党とも競うように物価対策政策を掲げるようになりました。現政権も 2020 年代に最低賃金 1500 円を掲げていますが、約 10 年も前の掲げた要求がいまだ実現できていないことに加え、さらに年数を重ねるなら、実効ある最低賃金とはいえません。労働者・市民の厳しい生活を直視し、それを反映した最低賃金を早期に実現することが求められています。

このようななかで、福岡地方最低賃金審議会にも大きな期待が寄せられていますが、審議にあたっては、労働者・市民の生活実態に見合った議論が必要であり、それを保障するための民主的な運営、疑念を抱かせない高い透明性をもった運営が求められます。

そのようなことも踏まえつつ、以下の項目について真剣な審議を求めます。

記

1、最低賃金の全国一律 1500 円をただちに実現し、1700 円を目指すこと。

①消費者物価指数のうち高い上昇率で推移する食料の指数を重視すること。

2025 年通年の食品の値上げは、11 月までの公表分で累計 1 万 8697 品目にのぼり、1 回当たり平均値上げ率は 15%と、前年（17%）をやや下回るものの、前年通年の実績（1 万 2520 品目）を 49.3% 上回り、年内は 2 万品目に到達するものと見られています。

一方で今年 2 月、2024 年のエンゲル係数が食品価格の高騰が影響し、28・3%となり、1981 年以来 43 年ぶりの高水準となったと報じられました。先進諸国のうちフランスは 24%、英国は 22%、ドイツは 19%、米国は 16%、韓国は 12%となっており、日本はもっとも高い数値になっています。しかも、2010 年以降、支出抑制・節約傾向の中で標準生計費が大きく下降していく中でエンゲル係数の増大ということで、家計における食費の圧迫はかつてないほどのものがあり、食料の上昇率（下表）を上回る最低賃金が求められます。

	24 年 10 月	11 月	12 月	25 年 1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
食 料 (%)	3・5	4・8	6・4	7・8	7・6	7・4	6・5	6・5	7・2
生鮮食品 除く食料 (%)	3・8	4・2	4・4	5・1	5・6	6・2	7・0	7・7	8・2

②頻繁に購入する品目と高価格で推移する米の価格も合わせて、生活実感に近い視点を。

米の価格は5月6月とも前年同月比2倍程度の価格で推移していますが、頻繁に購入する品目（頻度6）には「うるち米A」も「うるち米B」も入っておらず、それぞれ頻度3、頻度4となっています。しかし、国民一人当たりの米の年間購入量は平均約51kg（2023年）となっており、頻繁に食している品目が頻繁に購入する品目にならないのは明らかに矛盾します。その原因は5kg、10kgずつの購入という購入単位が考えられます。これを2kg単位の購入に置き換えれば年間25回を超えることになり、無理なく頻度6に入ります。

頻繁に購入する品目（頻度6）の指数の上昇率は今年1月から6月まで減少傾向ですが、米の購入単位を変えて頻繁に購入する品目に加えれば指数は非常に高い数値になるはずで、米が主食であることと、購入量・消費量から見ても、頻繁に購入する品目と米を合わせて見ることが生活実感に近い視点だといえます。

③節約傾向の標準生計費をもとにした試算でも現行の最低賃金を大きく上回る事例

今年6月25日発表の岡山県弁護士会の「最低賃金の大幅引上げ等を求める会長声明」では、県人事委員会が作成した「令和6年4月の標準生計費」が消費支出のみを抽出して算出されていることから、これに非消費支出（総務省統計局「家計調査」によれば2024年4月の消費支出に対する非消費支出の割合は32.9%）を加算し、2024年の正社員を含むフルタイムの労働者（一般労働者）の所定内労働時間146.5時間で除して、単身世帯で1158円、2人世帯で1431円、3人世帯で1692円、4人世帯で1953円、5人世帯で2214円という、一応、標準的な生活を営むことができる時給額を算出しています。標準生計費が節約傾向の中で年々減少傾向にあることは上記の表で明らかですが、そのようなきわめて控えめなデータでも現行の最低賃金をはるかに上回る結果となっています。

表8-1 世帯人員別標準生計費(全国平均、各年4月月額・単位：円)の推移

	世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
合 計	2010年	123,360	191,130	210,360	229,600	248,830
	2012年	117,540	175,850	201,950	228,050	254,160
	2014年	121,200	179,580	199,600	219,630	239,660
	2016年	115,530	170,520	196,470	222,440	248,420
	2018年	116,930	150,690	186,520	222,350	258,160
	2020年	110,610	153,040	176,230	199,420	222,640
	2022年	114,480	178,930	196,090	213,240	230,390
	2024年	119,110	150,640	184,740	218,890	253,020

(出所：「人事院勧告」各年参考資料より下関市立大学関野教授作成)

④全労連による福岡市における最低生計費の調査結果

	福岡県（福岡市） 25歳単身者・賃貸ワンルームマンション（25㎡）に 居住という条件で試算	
	男性	女性
月150時間換算	1,777円	1,823円
月155時間換算	1,719円	1,764円
月173.8時間換算	1,533円	1,573円
2024年改定最賃額	992円	

左記の表は、全労連最低生計費試算調査PT作成の福岡市における最低生計費の調査結果です（2024年8月調査）。最低生計費算出にあたって、憲法25条に謳う「健康で文化的な最低限度の生活」という視点に立って調査したものです。家賃4万円というかなり控えめな部分もあり

ますが、集団で討議された一定の基準から算出されたものであり、最低賃金のあるべき姿に近いも

のとして妥当であると考えます。労働団体の最低生計費を重視すべきです。

⑤最低賃金を大幅に引き上げた徳島県は、実質賃金9カ月連続プラス

5月14日、日本弁護士連合会（日弁連）主催で行われた「最低賃金問題を考える～徳島から全国へ～」というシンポジウムで、徳島県を調査した松田弘子弁護士は、84円もの引き上げをした最賃改定後の雇用への影響について、「悪い影響は出ていない」「多くの事業者はパートの賃金を引き上げている」などの聞き取り結果を紹介しています。

また、全労連が行ったオンライン学習会で徳島県の担当者は、大幅な最賃引き上げ後の影響はどうだったかについて ①実質賃金は、24年8月以降9カ月連続で前年同月比プラス。物価上昇を上回る形で推移 ②有効求人倍率は大きな変動なし ③企業倒産件数は、例年並みで推移し、大幅引き上げによる倒産急増はみられなかった。 ということを報告しています。（全労連【レポート】徳島県での最低賃金大幅引き上げの後、景気や賃金、失業率はどうなったのか？2025/07/15）

あらためて、徳島県の事例についての様々な角度からの検証がなされるべきとは考えますが、注目すべき点はマイナス面ばかりではなく、大幅な最低賃金引上げによる経済効果も含めてプラス効果を把握することが必要です。

⑥最低賃金の引き上げについては、中小企業への十分な支援策を講じること

最低賃金の引き上げにあたって、いつも問題になっているのが中小企業に対する支援策です。やはり、最低賃金の引き上げに必要なことは、社会保険料の減免などの直接支援を行うことであり、その財源については、大企業優遇の税制をあらためるか、巨大な内部留保金から一部充てるなど、大胆に踏み込むしかありません。

5月14日に行われた日本弁護士連合会（日弁連）主催のシンポジウムにおいて中小企業家同友会全国協議会の中山英敬幹事長は、「要望が多いのは社会保険料事業主負担の軽減だ。アンケートで72・2%にのぼった」と述べていましたが、ここまで明確に要望が出ている以上は、やるかやらないかではなく、どうそれを実現するか、という段階に来ており、政府の決断を促すように審議会や各自自治体から強く進言することを求めます。

また、いくつかの県において、独自の支援策を決め実行しているところがあります。この点についても審議会のほうからより充実した内容のものを策定するように福岡県にも求めるようにお願いします。

⑦格差のつけられない現実に直面して立ち往生している「地域別最賃制度」

最低賃金についての全国一律制度の確立については、2021年6月に北九州市議会において「全国一律最低賃金制度の段階的な実施を求める意見書」（別紙）が採択され、その意見書の中に現状の「地域別最低賃金」の問題点と全国一律制度の合理性・必要性が端的に記載されています。4年前の意見書とはいえ、決して色あせるものではなく、むしろその正当性、重要性を増しているといえます。しかも、3名の市議会議員を除いた、すべての会派の合意によるものである点を特に留意していただくことをお願いするものです。

中央最低賃金審議会においても、目安の提示にあたっては、格差のつけられない現実に直面しており、地域別最賃という制度の前で中央最低賃金審議会が「立往生」しているといえます。その制度の限界点に達しているのではないのでしょうか。こうした現実を直視し、福岡地方最低賃金審議会として

も全国一律制度への移行を、中央最低賃金審議会と政府に対して進言することを求めます。

2、福岡地方最低賃金審議会の運営について

①意見聴取実施要領にもとづく意見発表者の選任問題について

実施要領には意見発表者については以下のように記載されています。

4 意見発表者

(1) 意見発表者は福岡地方最低賃金審議会から要請された者

ア 労・使各側3名ずつ(計6名)とする。

イ 非正規雇用労働者を代表する意見を述べることができる者を1名追加する。

ウ 最低賃金の影響を強く受ける産業の事業主を代表する意見を述べることができる者を1名追加する。

エ アは労働者団体、使用者団体から推薦された者、イは労働者団体から推薦された者、ウは使用者団体から推薦された者とする。

オ その他審議会が必要と認める者。

エの項の「アは労働者団体・・・から推薦された者」と記載されている点について、労働者団体が特定されていないことから「私たちについても推薦の権利がある」ことを、この間何度も質問しましたが、事務局から私たちの主張を全面的に否定する回答はありませんでした。

今年、この問題について事務局にたずねたところ、「審議会が要請(特定の労働者団体に)している」(だから意見発表者の推薦の公示をしない)という回答でした。ならばそれを示す文書や記録があるかとさらに問うと、持ち合わせてない、旨の返答でした。

今年7月15日の第2回審議会の中で、事務局の側からはじめて「(アとイについては)連合福岡にお願いしたらどうでしょうか」という提案がなされ審議会として了承していましたが、このことは、アとイの労側意見発表者については、あらかじめ特定の労働者団体に決められているわけではないことを示しています。そして、事務局からのこの提案は、本来、その意見発表者の推薦に関する公示という行為がなされなければならないものを、これを独自に省略し、独自の判断で提案をしていることも示すものです。推薦対象者がいない場合にかぎって、事務局が特定の労働者団体にあらためてお願いしたいとする提案となるなら、まだ筋が通りますが、推薦の応募も受け付けずに事務局が提案する行為は、最初から特定の労働者団体排除を狙った恣意的な行為として受け止められても仕方がありません。

あらためて表明しておきますが、私たちは他の労働団体の存在を否定するものではありません。私たちは、記載されている実施要領や誰もが納得できるルールに従って意見発表者が選出されることを求めているだけです。あらためて、上記意見発表者のアとイの推薦の公示を省くことなく、公正、公平な選出を求めます。

②運営小委員会の公開について

昨年の運営小委員会については開催案内もあり、傍聴についても案内がありましたが、今期においては、運営小委員会は非公開にされています。公開を原則としている審議会として、今までとは違った後退的な扱いは合理的な理由を伴った説明が必要です。それなしに非公開とするのは透明性を欠き疑念をもたすだけです。この間の経過を振り返りつつ、あらためて運営小委員会の公開を求めます。

・まず、6月3日の第1回審議会の議題の中では、運営小委員会については、その「設置」のみがあげられていました。この日の審議会が終了するとただちに運営小委員会に移行し、私たち傍聴者は退出を促されました。10時から開始された審議会の場で、会長が選出され審議会が発足したばかりのもので、審議会終了後ただちに運営小委員会に移行できるということに強い違和感を持たざるを得ませんが、運営小委員会を審議会と同じ日に開催すること、非公開にすることは、事前には知らされておらず、この日の審議会でも終了後の運営小委員会を非公開にすることは決められていません。（専門部会の非公開については議論されています）あまりにも乱暴な運営と言わざるを得ません。

・後日、事務局に運営小委員会が開催日時も知らされず傍聴案内もなかったことを質したところ、法によって定められているのは審議会と専門部会のみで「運営小委員会は任意のものだ」という回答がありました。これは、審議会のスケジュールも運営に関する重要事項も、法に定められた以外で決めているとでも言うのでしょうか。そうすると、そのような場で決められた事柄に効力を与えてよいのかということが問われます。そうではなくて「任意」が、運営小委員会の「設置」や「開催意思」の「任意」を意味するとしても、後述するように非公開とする「理由の明示」（根拠規定の説明ではなく）が必要です。いずれにしても丁寧さを欠く解釈と透明性を欠く運営という他はありません。

よって、以下のことを求めます。

- ・運営小委員会については開催案内をし、傍聴を可能とする公開を求めます。
- ・そのうえで運営小委員会の議事を正式な審議会の場で行うことの検討を求めます。実際に昨年の運営小委員会の議事録を見ても、審議会でおこなってもなんら問題のない議事ばかりです。
- ・運営小委員会の委員を審議会が選出している以上、運営小委員会は審議会の一部であり、本来専門部会と同列であるべきものです。

1999年（平成11年）4月27日閣議決定の「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」では、「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。」と定められています。

- ・7月15日における第2回審議会の場において、運営小委員会の非公開が宣言されましたが、非公開とする場合の「理由の明示」がありません。理由の明示なき非公開宣言は無効とすべきです。

③議事録の公開について

審議会等の公開については、これまで幾度も迅速な公開を求めてきました。これらを受けて昨年8月27日第6回審議会において、丸谷会長は「今後の進め方、特に審議の公開及び議事録の公開等につきましては、まだ検討の余地はあると考えておりますが、結論をお約束できるというお話ではございませんけれども、今年の施行を踏まえまして、来年以降の行い方についても、今後検討を続けていきたいと思っております。」と決意を述べました。しかし、その決意とは裏腹に、昨年の審議の情報公開は異常でした。昨年11月29日時点でのホームページでは、審議会の情報は第3回までしか公開されていませんでした。昨年の第3回審議会は7月29日です。延々4ヵ月も非掲載、公開なしとするなどは非常識極まりない怠慢と言わなければなりません。

この間、福岡労働局に対する要請でも述べたように、傍聴人数が限定されているなかで、傍聴できなかった者が審議会の内容を知るには、議事録を見るしか他はなく、それによって異議の申出等の行為が可能になりますが、議事録が公開されなければ審議内容を知ることができず、異議申出等の重大な

障害となります。これは傍聴できなかった者の権利侵害にもなります。

先に述べた、1999年（平成11年）4月27日閣議決定の「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」では、「会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。」と明記しています。これに明らかに反しており、厚労省の通達でも、議事録は速やかに出すべきで、できない場合、時間がかかる場合は議事要旨を出すように、ということになっています。審議会の誠実な対応を心から願います。

また、専門部会における二者協議は非公開にされていますが、二者協議後に、あるいは次の専門部会冒頭で二者協議の到達点が報告されています。非公開にするそれほどの意味はどこにあるのでしょうか。二者協議を全面公開するか、この際、二者協議は廃止して、専門部会はすべて三者協議にして公開することをお願いします。

以上

【別紙】

全国一律最低賃金制度の段階的な実施を求める意見書

1978年から各都道府県をA～Dのランクに分け、地域別最低賃金の額を各地方最低賃金審議会が各都道府県の労働局長へ答申する、いわゆる目安制度が導入され、最低賃金額の地域間格差を是正する制度が導入されました。

しかし近年、最低賃金の地域間格差はむしろ拡大傾向にあり、全国の地域間最低賃金額の格差を是正する機能を持つはずであった目安制度は、有効に機能しないどころか、その格差を定着化させる制度になりつつあります。

そもそも最低賃金は労働者の生計費とともに、賃金及び通常事業の賃金支払能力を考慮の要素としていますが、賃金や企業の支払能力の差異は、地域ではなく企業規模や職種による差異が多いことが明らかになっています。

また、地域別の最低賃金を設ける要素ともなっている生計費については、都市部と地方との間で大きな差が無いことが団体の調査によって明らかになっています。

むしろ医療機関で受診する金額や車検の法定費用等、費用負担については全国一律のものがある反面、最低賃金に地域間格差があるのは矛盾しているところであり、引き続き地域別最低賃金の目安制度を継続することは地域間の経済格差を固定させ、地方から大都市への人口流出の原因を放置することに繋がり、結果として国民経済の健全な発展を阻害することになります。

よって、本市議会は、政府に対し、次の措置を講じるよう強く要請します。

- 1 全国一律最低賃金制度を段階的に設けること。
- 2 全国一律最低賃金制度の導入に当たり、影響を受ける中小企業等への事業者負担を軽減する積極的な措置を講じ、中小企業に大きな負担を強いることのないように配慮しながら、段階的に地域間格差の是正に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

令和3年6月16日

北九州市議会

提出先 内閣総理大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
経済再生担当大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）